

林毅陸の国際政治論

——戦間期国際秩序と日本——

- 一 はじめに
- 二 第一次世界大戦後の国際政治と林毅陸
 - (一) 外交史学の先駆者
 - (二) 大戦後国際秩序の形成をめぐる
 - (三) 国際連盟論
- 三 戦間期国際秩序の崩壊と日本の進路
 - (一) 欧州における「現状打破」をめぐる
 - (二) 東アジアにおける「現状打破」をめぐる
- 四 結びにかえて

滝田遼介

一 はじめに

第一次世界大戦の終結から第二次世界大戦に至る国際政治の歴史的展開を、国際秩序という観点から顧みたと、それは大戦後国際秩序（戦間期国際秩序）の形成と崩壊の過程といふことができよう。戦間期国際秩序を構成した要素を端的に言えば、ヨーロッパにおけるヴェルサイユ体制、東アジア・太平洋におけるワシントン体制、国際機構としての国際連盟の三点であった。同時に、第一次世界大戦後、従来の国際政治と外交に関する規範と特質を旧いものとした、新たな外交的思考様式と国際政治の規範の登場が、戦間期国際秩序の基調をなした。

このような第一次世界大戦後に形成された国際秩序と「新外交」の思潮は、後発帝国主義国としてようやく列強と比肩する国際的地位を獲得しつつあった同時代日本の知識人に、どのように認識されたのであろうか。一九二〇年代末から一九三〇年代にかけての国際環境の変動は、第一次大戦後の国際秩序の動揺と崩壊をもたらした。「現状打破」勢力の一角として、日本は戦間期国際秩序の打破を志向するに至るが、同時代日本の知識人はこれをどのように捉えたのだろうか。

本稿は、こうした問題を、大正・昭和戦前期の日本を代表する外交史家・林毅陸はやしきりくの議論から検討し、林の国際秩序認識とその変遷を考察するものである。

林毅陸は、慶應義塾大学教授、同塾長を務めた外交史学者である。専門は欧州外交史であり、戦前日本における外交史学の草分けといえる存在であった。それと同時に、林は学者政治家として知られた人物であった。一九一二年、立憲政友会から立候補し、衆議院議員に当選して以来、四期を務めた。

そのため、従来の研究は、林毅陸を大正政治史の文脈でとりあげ、その議会政治家としての活動に注目してきた。¹⁾ 林の政治家としての業績はとりわけ次の二点に集約される。第一には、大正政変において、交詢社を拠点と

する護憲運動の推進力の一翼を担ったことである。第二に、第一次山本権兵衛内閣期に、政友倶楽部(当時)所属の議員として質問に立ち、解釈運用上の工夫によって明治憲法を自由主義的に改変し、その枠内において政党内閣制を確立することを訴えたことであつた。⁽²⁾

本稿では、こうした林の政治家としての側面ではなく、知識人・外交史家としての側面に着目する。右に述べたような立憲主義・自由主義を信条とする代議士としての側面に注目が集まる一方で、林の知識人としての言論活動はこれまでほとんど顧みられることがなかった。しかし、林は日本における外交史研究の第一人者として、外交論壇に一定の地位を確立しており、大正・昭和戦前期を通じて、その専門的知見を活かした言論活動を行った知識人の一人であつた。戦前日本のアカデミズムと知識人の対外認識を分析する上で、同時代を代表する外交史家たる林毅陸の国際政治論・外交論を検討することは十分意義のあることと思われる。

以下の行論では、まず、第一次世界大戦後の国際秩序に関する林毅陸の認識について、その「古典外交」の認識枠組および現実主義的国際政治観と関連づけながら検討する。同時に、大戦後に擡頭した新しい国際政治観と外交思潮を林がどのように受け止めたのか、という点が問われる。次いで、一九三〇年代に日本とドイツが大戦後の国際秩序に挑戦し、「現状打破」への動きを鮮明にしていく過程を、一貫して「古典外交」の認識枠組を有していた林がどのように受け止めたのか、について明らかにする。最後に、一九三〇年代以降、地域主義的国際秩序論が日本の論壇で主流となる中で、若干の相対化を行いながら、林毅陸の戦間期国際秩序認識と国際政治的思考の位置づけとその限界を明らかにする。⁽³⁾

二 第一次世界大戦後の国際政治と林毅陸

(一) 外交史学の先駆者

林毅陸は、一八七二年、長崎県東松浦郡「当時」に生まれた⁽⁴⁾。一八八九年、漢学者・林滝三郎の養子となる。一八九五年、慶應義塾正科を卒業し、翌年より慶應義塾の教員となった。一九〇五年、欧州留学から帰国すると、慶應義塾大学政治学科教授に就任した。担当科目は、欧州外交史と英国憲法であった。

林は、時期的には早稲田大学の有賀長雄よりやや遅れるものの、外交史講座がまだ珍しかった日本において外交史学の草分け的存在としてその発展に尽力した。この時期における林の代表的な学問的業績は、『欧州近世外交史』全二冊（慶應義塾出版局、一九〇八―一九〇九年）であろう。同書は一七〇〇年から一九〇〇年までの二〇〇年間にわたるヨーロッパ外交史を分析した浩瀚な研究書である。学者としてのキャリアを築いた林は、一九一二年、政友会から衆議院議員に立候補し、当選する。その後さらに三回当選し、一九二三年まで衆議院議員を務めた。

他方で、外交史の専門家としての見識を求められ、代議士時代の林は国際会議に関わりをもつことが多かった。一九一九年、ブリュッセル万国議院商事会議に衆議院から派遣され、その副団長を務めている。さらに、同年、パリ平和会議に際して、一八三九年条約委員会（白蘭関係条約委員会）の日本委員として参列を囑託される。帰朝後、外務省勅任参事官（高等官二等）に任ぜられる。一九二一年にはワシントン会議の全権委員随員として、第一次大戦後の世界における日本の国際的位置を決定づける重要な国際会議を目標することとなる。一九二三年、林は衆議院議員を辞職し、以後政界から身を引き、学者としての活動に専念することとなった。⁽⁵⁾一九一〇年代の林の学問的業績として、『最近の欧州外交』（慶應義塾出版局、一九一四年）が挙げられる。同書で林は、当時の日本では類書の少なかった第一次世界大戦前夜のヨーロッパ列強の動向と勢力関係を克明に叙述している。

欧州外交の規範と実践を知悉していた林は、「古典外交」の認識枠組から国際政治をみていた。林は外交と国際政治の原則について、次のように論じている。外交は、時代の推移と共にその觀念の変遷を来してきたものの、その土台を支配している思想は、「レーゾン、デタ」〔筆者註：Raison d'État〕即ち国家の利益の為ならば如何なる事をして宜い」という考えであることは否定できない。国家はその利益になるとすれば、「道理正義を無視し、無理、不正、不信義等凡て憚らない」という点は、当代に至っても、究極のところは同一である、と林は指摘する。⁽⁶⁾また、林は同書の中で、当代の外交を特徴づける二つの現象として、「勢力均衡」と「協調」を挙げている。勢力均衡は、ウエストファリア条約以降、ヨーロッパ外交の変遷の中で形成され、ユトレヒト条約の中で正式にその必要性が宣明されたことで、「国際外交の大原則」となった。もう一つの重要な国際政治における原則である「協調」は、神聖同盟の形成によってその具体的実現をみた。もともと協調の実質は一様ではない。列国の意見が一致して協調が形成される場合もあれば、意見の不一致と利害の衝突のため、やむをえず協調を維持して、他国を監督し、戦争の勃発を防ぐこともある。国際協調は、一強国の野心を束縛する手段となるが、大体において「強者の意思を弱者に強める」結果となる、と林は指摘している。こうした観点から、国益と国際協調の利得を秤量した上で、協調という外交行為の目的を明確にすべきであるというのが林の一貫した立場であった。⁽⁷⁾そして何よりも、国際政治においては「国家の実際の利害得失を第一に考慮すべき」ことが重要であった。⁽⁸⁾こうした林の認識枠組あるいは国際政治観は、次節以降でとりあげる第一次世界大戦後の論考にも通じるものとなる。

(二) 大戦後国際秩序の形成をめぐる

第一次世界大戦への米国の参戦から九ヶ月後、ウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領は、「一四箇条の和平原則」を発表し、国際連盟構想を含めた戦後国際秩序の青写真を示した。一九一八年一月にドイツが降伏し、翌

年一月より開催されたパリ講和会議では、第一次世界大戦の戦後処理と戦後秩序に関する議論が行われた。この時期、林は衆議院議員を務めており、当時の論考の一部は反対党批判の色彩を帯びたものもないわけではない。⁽⁹⁾ とはいえ、大部分は、党派的利害関係から離れ、外交史家としての立場から書かれたものである。本節では、林毅陸が第一次世界大戦後における国際秩序の形成をどのようにみていたのかを追跡していく。

まず、パリ講和会議が、単なる戦後処理を検討する場ではなく、将来的な国際秩序の議論の場ともなったことに、林は批判的であった。⁽¹⁰⁾ すなわち、「対敵問題」と「将来に関する一般的問題」が混淆していることが講和会議として問題であった。⁽¹⁰⁾ ここでいう「対敵問題」とは、主としてドイツの敗戦処理に属する問題であり、ドイツが受け入れられるべき講和条件の決定を行うことである。「将来に関する一般的問題」とはウイルソン一四箇条において提示された秩序構想と国際政治における新たな原則を指す。講和においては、まず敵国を相手として戦争の始末をつけることが第一の要務であり、戦後における一般平和の維持策を講ずるのは第二に属する問題である。この区別がなされない場合、敵国を相手とする談判と、敵味方相混じりの議論が入り乱れることになり、敵国を利用することになる。したがって、二つの問題が混淆している一四箇条が講和の基礎となることに林は批判的であり、対独条約を後回しにして、一般的平和保障の策として国際連盟の問題を討議しているのは「実に順序を誤つたもの」といわざるを得なかった。⁽¹¹⁾

それでは、「将来に関する一般的問題」の具体的内容、すなわちウイルソン一四箇条において提示された新たな国際秩序と国際政治観について林はどのような認識を抱いていたのだろうか。まず、ウイルソン一四箇条を「講和の基礎としては不十分」⁽¹²⁾ であると評したものの、その内容自体には一定の賛意と理解を示している。林は、ウイルソン一四箇条のうち、外交の公開、海洋の自由、軍備の縮小、経済的障壁の撤廃、国際連盟の五点を「敵味方の区別無く、且つ将来に互りて平和のために必要」とされる一般的項目に分類している。⁽¹³⁾ このうち、外交の

公開について、林は全面的に賛同していた。外交の公開は、同時代の日本において「国民外交」と同義であると理解された。⁽¹⁴⁾ 林もまたこうした概念を受容し、いまや外交も国際政治も次第に「民主化」されようとしており、この傾向は世界の向かう方向として明らかである、とみていた。⁽¹⁵⁾ これは、衆議院議員として国内政治におけるデモクラシーの思潮を支持していた林の政治的信条にも合致するものであったといえよう。

また、大戦後に生じた国際協調主義の気運について、当代における国際政治上の大きな変化として、林はこれを歓迎した。その結果、会議外交の重要性と効用が著しく高まったと林は認識していた。⁽¹⁶⁾

こうした国際協調の精神と会議外交の成功の「顕著なる実例」として林に評価されたのが、一九二一年一月から翌年二月にかけて開催されたワシントン会議であった。林自身も随行したワシントン会議では、四国条約（太平洋の現状維持）、九国条約（中国の領土保全・門戸開放）、五国条約（海軍軍縮）が締結され、東アジアと太平洋における大戦後国際秩序が整った。林がワシントン会議の成果を高く評価したのは、第一に、ワシントン会議における議論が、理想主義（idealism）的な一般論ではなく、実際の利害の調整に関するものであったことに由来する。第二に、国益と協調の秤量に基づき、妥協の範囲が決定された点にあった。⁽¹⁷⁾ 日本の特権利益に関する満洲問題が黙認され、山東問題についても直接の議題とはならなかった点もまた、林は満足すべきものだと思えた。⁽¹⁸⁾

ところで、林は、大戦後の国際政治には、「国際主義」と「国家主義」という二つの潮流が際立っていると認識していた。国際協調の精神に基づき「国際協同生活」の実現を目指す「国際主義」のみに偏向しては、自国の国益が疎かになってしまう。他方で「国家主義」にのみ傾けば、今日の国際政局において、国家は決して世界より離れて存立することはできない以上、世界の情勢を見誤り、「偏狭にして盲目的な自国本位主義」に陥る。結局は、これらの「中庸」こそが最善の道である、と林は指摘した。⁽¹⁹⁾ ワシントン会議に対する批判、とりわけ海軍

軍縮に対する国内からの強い批判に対して、林はこれを「排他的利己主義の偏狭なる愛国主義」と一蹴した。つまりは、国益と国際協調の均衡が重要なのであり、その「中庸」を達成し得たのが、林にとって、ワシントン会議に他ならなかった。

とはいえ、ウイルソン主義を基調とする新たな国際政治観と理想主義の大部分について、林は懐疑的であった。林は、依然として、「古典外交」の規範と原則は未だ有効であると考えていた。この点は、勢力均衡に関する大戦後の林の認識によく表れている。勢力均衡は、結局、対抗抗争の状態の継続を意味し、列国の対立が激化した場合、今回のような大戦の勃発に至る。これは、「大体に於て均整〔均衡〕主義の失敗を示すには相違なき」ものである。しかし、今回の大戦勃発の原因は、勢力均衡主義そのものではなく、「均整宜きを得ざりしに因りたる」のであった。⁽²⁰⁾すなわち、英仏協商ではなく英仏同盟が、あるいは三国協商の代わりに英仏露による第二の三国同盟が成立していれば、ドイツは英国の中立を想像する余地はなく、一層慎重な態度をとり、対露宣戦を差し控えたはずである。英国が、仏露を援助して参戦するかどうか不明確であったことが、「欧州の勢力均衡をして確実を欠くに至らしめ」、ドイツがこれに乗じて戦端を開いたのであった。ゆえに、大戦勃発は、ある意味で「均勢主義の必要を益々証明するとも謂はれ得る」と林は指摘している。

また、林はワシントン体制の成果を評価する一方で、ヴェルサイユ体制については批判的であった。それは、ヴェルサイユ体制が「理想主義（イデアリズム）より来る主張と、リアリズム〔ママ〕の混合から出来上がった事」に由来する。かつてはビスマルク流のリアリズムで始末がつく問題に、「正義の主張」が介在し、矛盾と紛糾を後に残す結果となった。ワシントン会議以来、東アジアと太平洋が比較的平穏であるのに対して、一九二〇年代前半のヨーロッパ情勢が「混沌」としているのは、大戦後国際秩序の基調をなした理想主義の観念がむしろ列国間の問題解決を妨げていることに起因すると林は論じている。⁽²¹⁾

以上を要するに、林は「新外交」を受容したというよりは、あくまで「古典外交」の枠組に準拠して、大戦後に生じた新たな国際政治の動きを捉え直したといえよう。⁽²²⁾そこでは、国際政治の新たな思潮が、外交の実際においてむしろ混乱と紛糾をもたらしたに過ぎず、そうした国際政治観を基礎とする「一般の問題」をめぐる議論は、林の目には「空漠」なものとして映った。⁽²³⁾それゆえ、次節でとりあげるように、大戦後国際秩序のもっとも重要な要素である国際連盟に対する林の立場は、おのずと批判的な色彩を帯びることとなる。

(三) 国際連盟論

林は国際連盟設立の理念それ自体については賛同していた。それは二〇世紀における「新平和保証策^[マヤ]として好個の計画」であり、「空想家の理想論」を超えて「実政治家の研究に上る実問題」となった。⁽²⁴⁾林のみるところ、国際連盟の画期的特徴は「国際関係をして一定の法の支配を受けしめんとする」点にあった。むしろ、国際連盟規約は「甚だ不完全なもの」であり、「法の支配」というその法もまた実は「不得要領の誤りなきを得ない」。もとより国家は自国の生存が第一の要件であるがゆえに、国家に自己本位な行動を控えるよう注文することは無理な話ではある。しかし、こうした「自国本位主義」には、偏狭な国家主義に基づく「不健全」なものと、「国際協同主義」と一致し得る「健全」なもの二種類がある。他国の利害と一般の禍福を眼中に置かない「不健全な自国本位主義」は、最終的には自国の不利益と破滅を招いてしまう。これに対して、「健全な自国本位主義」は、国際協調の精神と一致し、その範囲内で国益の増進を図るものであり、国際連盟による国家主権の制約と矛盾することはない。各国が「健全な自国本位主義」の観点から「法的生活」を営むようになることは「世界文明の第一歩」であった。林は、日本がこれに加盟すべきであるのが至当であることも「自明の理」であると説いた。⁽²⁵⁾

さて、林はその理念について評価したものの、国際連盟に見過ごすことのできない欠点があると認識していた。東京帝国大学で政治史講座を担当していた吉野作造が、ウィルソン一四箇条の普遍主義的側面と「新外交」の理念を高く評価し、国際連盟の設立に全幅の賛意を示したの⁽²⁶⁾に対し、林の連盟論はむしろ批判の方に重点が置かれていた。

その批判の第一は、国際連盟は「過渡期的産物」に過ぎないものである。連盟規約は、「当時の事実上の必要せし便宜主義」と「世界良心の発動に基づく理想主義」が混淆して成立したものであり、その内容は「不純極まるもの」だと林は認識していた。その規約において「力の支配」を否認しているものの、実は連盟それ自体が戦勝国の「力」の基礎の上に置かれているというのである。⁽²⁷⁾

第二に、国際連盟の成立は、「古典外交」の原則と規範の無効を意味するものではなかった。林は、大戦の勃発から勢力均衡の限界を認め、それに代わるものとしての国際連盟の平和保障の機能に一定の有効性を認めたが、勢力均衡という外交の原則が消滅するわけではないと考えた。ドイツの敗北後、英国に対抗者として牽制の作用をなし得る国はもはや欧州には不在となった。大戦中に勢力を拡大した米国は対抗者となり得るが、英米は時として利害の不一致をみることはあれども大体は「相提携」して国際政局に望む傾向がある。英米がドイツのような「勢力濫用」をなすことは考えがたいものの、「勢力の不平均」「不均衡」は往々人間の弱点を刺戟し易い。連盟内で勢力が一方のみに偏り均衡を欠く場合、国際平和の基礎は確実とならない。ゆえに連盟内でも「相当の均衡」「均衡」が形成されることが「平和の為に得策」である、と林は主張した。⁽²⁸⁾

第三に、欧州外交史から類推した場合、国際連盟はナポレオン戦争後の神聖同盟と同じ轍を踏む危険があると林は考えた。⁽²⁹⁾ 神聖同盟は、ウィーン体制下において、ロシア皇帝アレクサンドル一世の提唱によって列強の君主間で結ばれた誓約であり、キリスト教の友愛・平和精神に基づき、列国強調による欧州の平和維持を目指したも

のである。確かに、神聖同盟はキリスト教の教義を国際政治上に適用したもので、その基礎となる觀念が「空虚なる神秘的道德論」の域を出ない一方で、国際連盟は「合理的な正義の基礎に立つ」点で大きな違いがある。⁽³⁰⁾しかしながら、林は、神聖同盟が大国擁護の道具となり、政治の現状を維持するに終始した点に、国際連盟がもつ性質との類似性を見いだした。神聖同盟は、平和維持のために現状を变革しようとする動きを抑圧したことでかえって人心の不満を激発せしめ、革命的揺動を惹起するに至った。神聖同盟のように、平和維持機構たる国際連盟は、その実行上において大国の利益を擁護する傾向がある。また、そうした機構は「現状維持」を基調とするものである。国際連盟には「大国の横暴制止の利益」がある一方で、大国がこれによって現在の優越的地位を維持して「長く国際組織に変動なからしむる」点で、「大国の自家擁護策」となる可能性が少なくない。ところが実際の世の中は「現状維持と現状打破と、二つの作用が行はれつつ進むもの」である。この作用を妨げることは社会の進歩を阻害するに等しい。現状維持を基調とする国際連盟が「後進国の自由発展妨害策の牙城」となることを林は危惧した。そして「暴力に依らざる方法において、自由に発展し、現状を打開していくだけの余地が与えられて居らねばならぬ」が、国際連盟にはそれが欠けていると林は指摘している。⁽³¹⁾

国際政治の「現状維持」を基調としている点は、大戦後に形成された国際秩序に通底する特徴であった。林の認識では、こうした秩序において、時代の推移と共に現状を變更しようとする勢力が登場した場合、それを受容する枠組となっていないことは看過すべきではない問題であった。そして、林の危惧したとおり、ヨーロッパでは独伊が、アジアでは他ならぬ日本が「現状打破」勢力となって、大戦後国際秩序に異議を唱えることになるのであった。

三 戦間期国際秩序の崩壊と日本の進路

(一) 欧州における「現状打破」をめぐる

あくまで「古典外交」の枠組の中で大戦後の国際秩序を解釈した林毅陸は、一九三〇年代以降の国際秩序の動揺と崩壊をどのように受け止めたのか。まず本節では、一九三〇年代におけるヨーロッパ情勢に関する林の認識を追跡したい。

一九三〇年代に入り出現した新たな国際政治の動向について、林は次のように観察した。第一に、イデオロギーの対立という要素が出現した点である。独伊と英仏の対立は「ファシズム」と「デモクラシー」の対立であり、国際闘争は「思想の戦ひ」の様相を呈している。しかし、林の見立てでは、こうしたイデオロギーの対立は「唯だ表面の形の上のこと」で、「国際政治の動きに於ては、利害を離れての主義や理想は無い」のであった。結局は、主義やイデオロギーも「凡て政策上の便宜如何に依つて左右されるもの」であり、イデオロギーにとらわれて批判力を失い国家の実利害を忘れる愚に陥ることは厳に注意を要する、と林は指摘した。⁽³²⁾

第二に、「現状維持」と「現状打破」の対立が顕在化した点である。先述したように、国際秩序が「現状維持」的性質を内包しており、後発国が擡頭した場合、武力に依らずして現状を変更する余地が取り入れられていないことの危険性をかねてより林は指摘していた。そして、実際に、ドイツがヴェルサイユ体制の打破へ向かったことについて、「現状打破」にもやむを得ない理由がある、と林は認識していた。大戦後の十数年間で、現実の情勢は大きく変化し、各国の状況も変化している。欧州外交史を引照基準とする林は、こうした「現状打破」の動きは歴史的にみて当然のことであり、「人類の進化の道程に於て已むを得ざる場合が随分ある」とみていた。⁽³³⁾ ヴェルサイユ条約の「無理な規定」、国際連盟の機構の欠点、大戦後二〇年間における英仏政治家の失策、これ

らがあいまって、ヨーロッパの国際関係は複雑化し、「力の横行の続出」に至ったのである。⁽³⁴⁾

国際連盟が無力かつ不完全であるがゆえに、ヨーロッパにおける集団安全保障は具体化しなかった。他方で、勢力均衡の方策もまた、欧州情勢の動揺を防ぎ得るほどの力とはならなかった。確かに、フランスは英国に加え、ベルギー、ポーランド、小協商（チェコスロバキア、ユーゴスラビア、ルーマニア）と特別な関係を結び陣営を整えようとしたものの、英国の慎重かつ曖昧な態度のために「本当に力のあるものとなり得なかった」。加えて、フランスが国際連盟主義を標榜しながら、勢力均衡の見地に立つ同盟策を進めたことは、「理想主義に基づく連盟論」と「現実主義より出発する同盟策」という根本的に矛盾する政策を同時に追求することとなり、結局は「中途半端」な政策に帰着した。かくして、ヨーロッパの情勢は、連盟の集団安全保障あるいは勢力均衡の同盟策、どちらにおいてもその動揺を抑えることができない「統制力を失った」状況となった。⁽³⁵⁾

このような情勢において必要なのは、「空想論的」な法律論ではなく、政治的展開の「実際」に即した議論であった。一九三九年九月の第二次欧州大戦の勃発をみた林は、第一次世界大戦後の国際秩序に修正を施しドイツの擡頭という政治的現実を受容することが、ヨーロッパの平和と安定のために必要であった、と論じている。そして、それは、日本の「現状打破」と米英の「現状維持」が対峙しているアジアにおいても同様であると林は考えていた。

(二) 東アジアにおける「現状打破」をめぐる

満洲事変の発生は、一九二〇年代を通じて東アジアと太平洋に相対的な安定をもたらしていたワシントン体制の崩壊の始まりでもあった。林は、満洲事変の成果について、当時の一般世論の大勢と同じく、これを歓迎した。⁽³⁶⁾ この態度は、日本の国際連盟脱退をめぐる林の認識と無関係ではない。先述したように、林はかねてより国際連

盟について批判的であり、その認識は一九三〇年代に至り、むしろ強まっていた。成立当初からの問題に加えて、戦後十数年間における国際情勢の変化と国家主義の流行により、連盟の活動はますます困難となった。「組織不完全にして甚だ無力」であるというのが、大戦後十数年の経過を観察してきた林の連盟観であった。⁽³⁷⁾

日本の国際連盟脱退について、まずは国際連盟の側に問題がある、と林は論じた。最大の問題は、連盟が、満洲をバルカン半島と同様に扱い、現地の実情に即さない解決法を強いようとした点であった。それは両軍歩哨の衝突の末、ギリシャ軍がブルガリア領内に侵入した一九二五年のギリシャ・ブルガリア紛争のケースであった。このとき、連盟理事会は両軍に各国国境内への撤退を勧告すると同時に、現地に調査団を送り、その報告に基づいてギリシャに賠償金を払わせることで事件を落着させた。この方式をそのまま満洲事変に適用しようとしたところに、「連盟の所謂認識不足」による「不手際」があると林は指摘した。「其の各の特殊事情に就いては特殊の考慮を要する」にもかかわらず、「国際連盟は欧州の考慮を以て満洲問題を処理せんとした」ことに、連盟による満洲事変処理の失敗の原因がある、と林は考えた。⁽³⁸⁾もとより、特殊の地域に対して特殊の局地的諒解を成立させることは現在の国際秩序の枠組の中で十分可能なはずである。実際に、連盟規約第二一条は、米国のモンロー主義の除外を規定しており、ヨーロッパではロカルノ条約のような先例がある。満洲は歴史的にみて日本の「特殊地域」であり、「東洋の爲めにも亦別個の局地的諒解ありて然るべき」であると林は強調した。

いま一つの問題は、連盟における小国の行動である。満洲事変が連盟に付議された際に、小国は中国に同情的な姿勢をとり、日本に批判的であった。林はこの点について、直接の利害関係がなく、解決策遂行上の責任もととり得ない小国が、あらゆる問題に容喙し、「無益の法律的空論を闘はし、或は空疎なる理想論を喋々し」て連盟の議論を混乱させた、と批判した。国際連盟は純然たる政治的機構であり、その規約は「政治的解釈」を必要として、その解決もまた「政治的解決」でなければならないのであった。⁽³⁹⁾

とはいえ、今回の脱退について日本は「漫然喜ぶべからず」、むしろ脱退後こそ国際協調へ向けた努力が必要である、と指摘した。日本自身も、列国に「誤解を起こさしむる様なことをしたことも一再ならず」と述べ、とりわけ熱河作戦については、列国の猜疑を惹起したとして批判を加えている。⁽⁴⁰⁾ 今回の結果は「日本強しと言はんよりも、連盟弱きなりと云ふがむしろ適切」であるとして、林は今後の軽率な対外膨張を戒めている。⁽⁴¹⁾

しかし、その後、日本は「現状打破」への傾斜を強め、ワシントン海軍軍縮条約・第二次ロンドン海軍軍縮会議からの脱退を表明した。かつてワシントン会議に随行し、その有益なることを主張した林は、これをどのように受け止めたのだろうか。

ワシントン海軍軍縮条約離脱に際して、林は当時を回顧して、ワシントン会議それ自体は「賢明の処置」であったと述べている。中国問題について、対華二一箇条問題に起因する列国の猜疑を緩和するため、日本は「讓歩的協調的」態度をとるに努めた。軍備制限についても、一般の大勢を考慮して「妥協協調」を図るに努めた。

しかし、その後の十数年間で状況は大きく変化した。艦船兵器の技術的進歩と飛行機の發達により、ワシントン海軍軍縮条約で設けられた防備制限は「大いに効果を失ふこと」となった。滿洲事変以降、日本の国防環境が一層の警戒を要することとなったこともあいまって、比率の劣勢は「益々忍び難くなつた」と林は指摘する。ワシントン海軍軍縮条約からの離脱は、連盟脱退以来の「自主独立」路線の継続であり、こうした態度をとり得ることは、「要するに国力増進の結果であり、誠に欣快に堪へない」と、林はワシントン海軍軍縮条約からの離脱を肯定的に捉えたのである。⁽⁴²⁾ 第二次ロンドン海軍軍縮会議からの脱退についても、同様の論理からこれを是認した。両海軍軍縮条約からの離脱は、日本の「国防の平等権および自主権の恢復の第一歩」に他ならない、と林は認識していた。

とはいえ、ここで林の提示した「平等権」と「自主権」という観念は、不平等条約時代からの類推であった。

かつて治外法権の撤廃と関税自主権の恢復という列強と同等の資格を得るまで、相当の苦難を要したが、日本は、いまや国防上の「平等権」と「自主権」を恢復するため、同様の苦しみを味わおうとしているのである。こうした認識から、林は日本の今後の状況について楽観視していなかった。満洲事変以来の日本への国際的批判は、日本の対中政策について列強が深い不信を抱いていることに原因がある。海軍軍縮からの離脱は、当然、九国条約と切り離して考えるべきであり、満洲問題や一般中国問題について、列強に無益なる不安や猜疑を抱かせないようすることが肝要である、と林は強調した。⁽⁴³⁾

しかし林は、日中戦争の発生後、中国の提訴により、日本の中国侵略問題が九国条約会議に付託された際には「先決的に日本を被告と認めての事態検討を為さんとする」ものである、と批判的であった。林はワシントン体制以来、日本が九国条約の原則を遵守してきたことが、かえって中国側の増長を生んだと認識していた。そして、中国は日本の「国際法上合法の権利」を無視し、日露戦争において多大なる犠牲を払い、その後莫大な投資を投下してきた利益を「蹂躪」しようとした。満洲事変も日中戦争もこうした「支那側の不法なる挑戦に端を發し、日本は余儀なく自衛的行動に出た」ものであると林は主張した。九国条約問題については、「日本が条約違反者であるという前提」から離れなければ、公正な調停は望むことができない、と論じている。⁽⁴⁴⁾

以上のように、林が一九三〇年代の論考で繰り返し強調したのは、ワシントン会議当時から現在までの十数年間で、日本の国力とその地位が著しく向上し、東アジアの国際情勢も大きく変容した、という事実であった。後發国家による「現状打破」への姿勢転換は歴史的趨勢の自然の成り行きであるという認識ゆえ、日本の「現状打破」的政策について、林はこれを国家の「正当なる活動」として肯定的に捉えたといえよう。そこで林が目指していたのは、ドイツと日本という「現状打破」勢力の擡頭によって大戦後国際秩序が動揺したとき、国際秩序の変更は可能であるのか、という点であった。林は海軍軍縮からの離脱を肯定し、九国条約会議のあり方を批判は

したが、大戦後国際秩序の枠組の破壊と再構築を唱えることはなかった。林の意図するところは、現状の国際秩序に修正を加えることで、秩序の枠組自体は存続させ、問題を解決することであった。国際政治の「新情勢」に⁽⁴⁵⁾応じて「新調整」を図る必要がある、その「新調整」が円滑に行われなるとき衝突が起こる、と林は認識していた。大戦後国際秩序は「現状維持的」性格を強くもつものの、若干ながら調整の可能性はある、と林は考えた。

一つは、いわゆる国際秩序の「平和的変更」論によるものである。国際連盟規約の第一九条（条約の再審議）では「連盟総会は、適用不能となりたる条約の再審議又は継続の結果世界の平和を危殆ならしむべき国際状態の審議を随時連盟国に尊憑することを得」という規定がある。連盟総会それ自身にはヴェルサイユ条約を修正する権利はなく、また連盟の全会一致原則といった手続き上の煩雑さはあるものの、この規約を活用すれば、平和裡に「随時実情に即しての修正及び再整理を可能ならしむる」と林は論じた。⁽⁴⁶⁾

いま一つは「局地的諒解」の可能性である。先述したように、林は一九二五年に締結されたロカルノ条約を高く評価していた。フランス、ベルギー、ドイツの三国が主体となり、これに英国、イタリアが加わった同条約は、ラインラント地域の集団安全保障について局地的諒解を遂げたものである。これはドイツの攻撃に対する保障策には相違ないが、そこにドイツも他の締約国と同等の資格で参加している点に、ロカルノ協定が一定の成功をおさめた要因がある。⁽⁴⁷⁾ 東アジアにおいてもロカルノ協定と同趣旨の「局地的諒解」を成立させることが、満洲事変以来の東アジアの動揺を是正することにつながる、と林は考えた。⁽⁴⁸⁾ もとよりこれは国際法学者・横田喜三郎の「極東ロカルノ」構想と趣を一にする内容であるが、⁽⁴⁹⁾ 武力衝突を避け、東アジアの平和と安定を実現するための実際の方策として、林の目には有望に映ったのである。

しかしながら、「平和的変更」論はヨーロッパにおいて具体化することなく、第二次欧州大戦の勃発をみた。同時に、日米英が東アジアにおいて「局地的諒解」に達する兆候はみられなかった。米英の法律論的態度が、そ

の妨げになっていくように林の目には映った。米国が「活ける現実を無視しての空論」から離れて両国の中国における実際の利益を考えたとき、林の見立てでは日米間の利害の調整と妥協が可能となるはずであった。⁽⁵⁰⁾

しかし、日中戦争の早期収束に失敗した日本は、「東亜新秩序」の確立を標榜するに至る。日本は「英米主導」の九国条約の門戸開放原則と大戦後国際秩序を否認し、それに代わる新たな地域的国際秩序構想を提示したのである。日米対立は、双方の国際秩序構想の対立の段階へと至った。「平和的変更」と「局地的諒解」どちらの方策もその実効性を喪失したとき、林は東アジアの安定を恢復し米英との対立を緩和するこれ以上の方策を提示し得なかった。

四 結びにかえて

以上のような一九三〇年代から日米戦争に至る時期の林毅陸の議論は、同時代において主流となっていた知識人の対外認識・国際政治観とは相当の距離があったといえよう。

第一に、満洲事変の勃発が、国際法学者をして「自衛権」の国際法的解釈に注目させたの⁽⁵¹⁾に対して、外交史家として法律論よりも政治の「実際」を重視した林は、満洲事変と支那事変を「自衛行動」とみなしたものの、その国際法的解釈には踏み込まなかった。

第二に、林は、一九三〇年代に擡頭したアジア主義的思潮のようなイデオロギー的対外認識と相当の距離があった。これは、現実主義に立つ林が国際政治におけるイデオロギーの役割に重きを置かなかったことに加えて、日本の対外政策について対英米関係を主軸として捉えたことに由来するといえよう。

第三に、一九三〇年代において支配的となっていた地域主義論とも、概して一線を画していた。林は東アジア

における「局地的諒解」の可能性を主張したものの、それは地域主義の論理によるものではなく、あくまで既存の国際秩序に修正を加えることで、その秩序の枠組において情勢の安定化を図ろうとするものであった。しかし、一九三〇年代の日本の進路に明確なヴィジョンを提示し得たのは、地域主義であった。林よりも若い世代の政治学者である蠟山政道が提示した「東亜協同体の理論」は、大戦後の国際秩序にとって代わる新たな地域的国際秩序論であった。⁽⁵²⁾「東亜協同体論」は東亜新秩序の理論的根柢として、ヴァリエーションを増やしながら言論界を風靡した。蠟山の議論は、満洲問題を既存の国際法解釈や法的擬制から正当化するのではなく、その「特殊性」に注目し現状の事実関係を重視するという点では林の主張と遠からぬものがあつた。しかし、蠟山がその事実関係を反映した新しい国際法の立法を主張し、それを地域主義の枠組に埋め込もうとした一方で、法律論を「空疎」なものともなしていた林は、現行の秩序に「政治の実際」に対応した修正を加える形で、「現状打破」の動きを大戦後国際秩序の枠組の中に包摂しようとした。もとより、あくまで歴史家として、過去の歴史を引照基準としながら現状を分析しようとした林は、こうした法秩序の理論化への関心が薄かった。

林は一九四〇年に発表した論考の中で、日本の対外政策の急進化に婉曲的な批判を加えている。林は、昨今の日本の外交論において「余裕の気風が乏しきこと」を指摘し、一部においては「外交を戦争と同一視するかの如く」対外関係を論じる傾向があると述べている。「協調」は譲歩できないことについて譲歩することではなく、「互譲妥協」を敗北とみなすのは極端論である。林はこの論考で外交の基本的定義に立ち返り、「外交は（中略）複雑なる彼我の利害の調整を図りつつ国策の円滑なる遂行を期せんとするものである。従つて外交は『ギヴ・アンド・テーク』を以て通則とする。妥協は外交の常態である」と述べている。⁽⁵³⁾「外交は戦争に非ず」と題したこの論考の背景にあるのは、「古典外交」の時代における、国家間の不和や利害対立が、妥協と譲歩を通じた外交によって緩和されてきた事実であつた。日本もまた、英米と利害の調整を図り、譲歩できる分野については妥協

すべきであり、外交の常道に立ち返るべきである、という婉曲的なメッセージとしてこの論考を読み解くことは、あながち穿った見方ではなからう。

しかし、日本が東亜新秩序を提唱して大戦後国際秩序への対峙を鮮明にしたとき、日米間の対立は、中国における利害関係の対立を超えて、国際秩序をめぐる対立へと深化していた。明確な権益をめぐる利害対立ではなく、国際秩序という原理原則同士が衝突したとき、そこに妥協の余地がほとんどなかったことを看過していた点で、林の「古典外交」の認識枠組には明らかな限界があったといえよう。

(1) 中村菊男「大正政変と林毅陸」『法学研究』第二四巻第九・一〇号(一九五一年一〇月)一〇五―一二九頁。小野修三「林毅陸の政治的思考」慶應義塾福沢研究センター『近代日本研究』第七号(一九九一年三月)八九―一一九頁。管見の限り、林毅陸に関する学術的研究はこの二点だけである。また、近代日本における外交史学の変遷を主題とする伊藤信哉『近代日本の外交論壇と外交史学』(日本経済評論社、二〇一一年)一八四―一八五、二六四―二六五頁には、慶應義塾大学の外交史講座担当者として、林毅陸についての言及がある。

(2) 山本権兵衛への大命降下は、護憲運動下の政党方面に激しい議論を惹起した。政友会は山本内閣の与党となり、原敬らは閣僚の地位を獲得した。しかし、政友会内部には、政権参画のために薩派と妥協したことに反発し、憲政擁護の観点からこれを批判する勢力もあった。林毅陸はこうした「硬派」の一人として、尾崎行雄らとともに政友会を脱党し、政党内閣制の実現を掲げた政友倶楽部を組織した。

(3) いうまでもなく、近代日本、とりわけ昭和戦前・戦中期の言論を分析する際には、言論に対する有形無形の規制・圧力が存在したことに留意せねばならない。林毅陸が規制当局から明示的な言論干渉を受けたという記録はないが、林もまた、当時の知識人がひとしく置かれていた、ある一定の言論上の制約とは無縁ではなかった。

(4) 林毅陸の経歴については、林毅陸『生立の記』(非売品、一九五四年)一五〇―一五一頁、国立公文書館所蔵「林毅陸履歴」『枢密院会議文書・枢密院高等官履歴書』、「林毅陸先生略歴」『法学研究』第二四巻九・一〇号(一九五一年一〇月)二二三頁、による。

- (5) 以降の経歴は次の通り。一九二三年一月〜一九三三年一月、慶應義塾塾長兼大学総長。一九三三年二月〜一九四四年三月、慶應義塾大学法学部教授（退職後、名誉教授）。この間、日本放送協合理事、東亜同文会理事、慶應義塾評議員、愛知大学学長などを歴任した。また、第二次世界大戦後の一九四六年六月から、一九四七年五月に枢密院が廃止されるまで、枢密顧問官を務めた。一九五〇年二月、没。
- (6) 林毅陸『最近の欧洲外交』（慶應義塾出版局、一九一四年）二三頁。
- (7) 同右、三八―四一頁。
- (8) 林毅陸『外交問題管見』『外交時報』第三二卷第八号（一九二〇年四月）六三八頁。同「外交の实际的立場から」『中央公論』第三八卷第六号（一九二三年六月）一〇八頁。
- (9) たとえば、第二次大隈内閣の対華二十一箇条問題を「提案の杜撰」「外交折衝の拙劣」と批判した「対支外交に關する私見」『世界之日本』第五卷第七号（一九一四年七月）六六―七一頁、「失敗の対支外交」『太陽』第二一巻第九号（一九一五年七月）『弘堂講話集』（高原書店、一九三三年）三九一―四一五頁」は、野党の立場から政府批判として書かれた側面が少なくない。議会における林の質問も、同様の論理で大隈内閣を追及するものとなっている。
- 「対支外交に關する質問」（第三六回帝國議會議事録、衆院本會議、一九一五年六月二日）。
- (10) 林毅陸「講和の基礎問題（一）」『東京朝日新聞』（一九一八年二月四日）「以下、『東朝』と表記する」。
- (11) 林毅陸「巴里媾和會議雜感」『極東時報』第八九号（一九一九年四月）。
- (12) 林毅陸「講和の基礎問題（四）」『東朝』（一九一八年二月九日）。
- (13) 林毅陸「講和の基礎問題（五）」『東朝』（一九一八年二月一〇日）。
- (14) 芝崎厚士『近代日本と國際文化交流』（有信堂、一九九九年）三八―三九頁。
- (15) 林毅陸「最近國際政治の趨勢」『外交時報』第三六卷第一〇号（一九二二年二月）四四―四五頁。
- (16) 林毅陸「華府會議と我帝國」『外交時報』第三五卷第九号（一九二二年五月）二二三頁。
- (17) 同右、五頁。同「華府會議の成績に就て（一九二二年三月稿）」『弘堂講話集』四四三―四四八頁。
- (18) 林毅陸「華盛頓會議參列及び視察者の新婦朝告白……余りに偏狭な猜疑を止めよ——平和の新保障は慥かに確立せり」『実業の日本』第二五卷第四号（一九二二年二月）二七―三〇頁。

- (19) 林毅陸「国際連盟と国際生活の進化」『日本之関門』第六卷第七〇号(一九二二年五月)一六—一七頁。
- (20) 林毅陸「戦後の世界均整と日仏」『極東時報』第八三号(一九一九年一月)八—九頁。
- (21) 林毅陸「混沌たる国際政情」『実業公論』第九卷二月号(一九二三年二月)九—一二頁。林毅陸「安全保障問題」『外交時報』第四一卷第七号(一九二五年四月)八四頁。
- (22) 林と同時代にこうした「古典外交」論に立った知識人として、国際法学者・信夫淳平、外交史学者・有賀貞雄が挙げられる。彼らと林の議論には一定の類似性が認められる。酒井哲哉「古典外交論者と戦間期国際秩序——信夫淳平の場合」『近代日本の国際秩序論』(岩波書店、二〇〇七年)九〇—一一七頁。伊藤信哉「有賀長雄の対外認識——ある学者官僚の栄光と蹉跌」『近代日本の対外認識』(彩流社、二〇一五年)二八—七三頁。
- (23) 林「巴里媾和会議雑感」九—一〇頁。
- (24) 林毅陸「国際連盟と帝国の態度」『東方時論』第三卷第一二号(一九一八年二月)七頁。
- (25) 林毅陸「国家生活と国際協同生活の一致」『中央公論』第三六卷第二号(一九二二年二月)七〇—七二頁。
- (26) たとえば、吉野作造「国際連盟は可能なり」「帝国主義より国際民主主義へ」『吉野作造選集』第六卷《大戦後の国際政治》(岩波書店、一九九六年)一一、三三—三七頁。
- (27) 林「最近国際政治の趨勢」四〇頁。
- (28) 林「戦後の世界均整と日仏」八—九頁。同「講和の基礎問題(七)」『東朝』(一九一八年二月二二日)。
- (29) 国際連盟を神聖同盟と並べて論じる発想自体は、後世の国際政治研究においてありふれたものである。卑近な例として Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, (New York: A. A. Knopf, 1948), Chapter XXV; Henry Kissinger, *Diplomacy*, (New York: Simon & Schuster, 1994), 242. また、同時代の米国内の反ウィルソン主義者が、連盟構想反対論の根拠の一つとして神聖同盟を引き合いに出している。とはいえ、連盟成立間もない時期において、欧州外交史からの類推をもって連盟の欠点を指摘し得た日本の知識人として、林の論説は一考に値するといえよう。
- (30) 林「国際連盟と帝国の態度」五頁。
- (31) 林毅陸「神聖同盟と今次の国際連盟」『実業之日本』第三二卷第一号(一九一九年一月)三九—四四頁。

- (32) 林毅陸「国際政治の動きとイデオロギーの対立」『外交時報』第八七卷第六号（一九三八年九月）一一九頁。
- (33) 林毅陸「欧洲外交の史的考察と現勢」『第九四回啓明会講演集』（啓明会事務所、一九四〇年）一一頁。
- (34) 林「国際政治の動きとイデオロギーの対立」一一二頁。
- (35) 林毅陸「今次の欧洲戦争に就て」『外交時報』第九五卷第六号（一九四〇年九月）四一五頁。
- (36) 林毅陸「満洲管見」『外交時報』第七二卷第一号（一九三四年一〇月）二七九—二八六頁。もとより同時代の知識人で満洲事変を批判的に捉えた者は例外的存在であった。三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」『大正デモクラシー論』（中央公論社、一九七四年）二二二—二二六頁。
- (37) 林毅陸「国際連盟脱退に際して」『外交時報』第七四卷第一号（一九三五年四月）二八—二九頁。
- (38) 同右、二九—三三頁。
- (39) 林毅陸「国際連盟を如何にみるべきか（一九三二年一二月稿）」『弘堂講話集』四八七—四九一頁。
- (40) 林毅陸「連盟脱退は世界脱退に非ず（一九三三年三月稿）」『弘堂講話集』四九九—五〇一頁。
- (41) 林毅陸「日本国民の新世界観」『外交時報』第六九卷第三号（一九三四年二月）六〇—六一頁。
- (42) 林毅陸「華盛頓海軍条約廃止通告に就て」『外交時報』第七三卷第二号（一九三五年一月）一一〇—一一七頁。
- (43) 林毅陸「ロンドン軍縮会議の不成功に就て」『外交時報』第七七卷第三号（一九三六年二月）一四—一五頁。
- (44) 林毅陸「九国条約会議に就て」『外交時報』第八四卷第四号（一九三七年一月）一一八頁。同「支那事変と列国」『文藝春秋』第一五卷第一五号（一九三七年一月）四一—四八頁。
- (45) 林毅陸「国際情勢と我国の地位（一九三七年八月稿）」『日本文化最近二十年誌』（啓明会事務所、一九三七年）五三—五六頁。
- (46) 林毅陸「大戦以来の欧洲難局と英仏」『外交時報』第七六卷第一号（一九三五年一〇月）一一四—一一六頁。
- (47) 同右、一一〇頁。
- (48) 林「国際連盟脱退に際して」三二頁。同「国際情勢と我国の地位」五四頁。
- (49) 横田喜三郎「国際連盟による満洲事件の処理」『外交時報』第六二卷第一号（一九三二年四月）三八—四九頁。同「不侵略条約の本質」『外交時報』第六五卷第一号（一九三三年一月）一二—二四頁。芦田均も同様の主張をして

いる。芦田均「極東ロカルの提唱」『外交時報』第六四卷第四号（一九三二年一月）二七—三三頁。

(50) 林毅陸「太平洋の不安と米国」『外交時報』第九七卷第一号（一九四一年一月）七—八頁。

(51) 三谷「国際環境の変動と日本の知識人」二三四—二三六頁。酒井「古典外交論者と戦間期国際秩序」一〇三—一〇五頁。日本の国際法学者の大勢は、満洲事変が「自衛権」の行使であるという国際法的解釈を提示した。満洲事変を契機として、国際法秩序の普遍性に対する認識が崩壊し、国際法の領域における「例外の一般化」が進展したと三谷は指摘している。

(52) 蠟山政道『東亜と世界』（改造社、一九四一年）。蠟山の「東亜協同体論」は同論文集に所収された三つの論考「東亜協同体の理論」「国民協同体の形成」「世界新秩序の展望」（初出は『改造』、一九三八—一九三九年）が骨幹となっている。蠟山の東亜協同体論の性格と意義については、小林啓治「戦間期の国際秩序認識と東亜協同体論の形成」『国際秩序の形成と近代日本』（吉川弘文館、二〇〇二年）二一〇—二四四頁。

(53) 林毅陸「外交は戦争に非ず」『外交時報』第九四卷第一号（一九四〇年四月）一八頁。